

業者婦人の地位向上施策を求める件

要 旨

自営業者と共に働く家族従業者について、所得税法第56条では、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないことになっており、個人としての働き分が認められず、事業主の所得に合算されています。事業主の所得から控除される金額は、配偶者86万円、その他家族50万円と最低賃金にも及びません。家族従業者は働き分が正当に評価されていないことから、出産や傷病で休業した時の公的な休業保障がなく、交通事故にあった場合の補償日額が主婦5,700円に対し、家族従業者は2,356円しかないなどの不利益を受けています。

こういった家父長的な税制を未だ放置する日本政府に対し、2016年に国連女子差別撤廃委員会が、所得税法が女性の経済的独立を事実上妨げているとの懸念を示し、第56条の見直しを求める勧告を日本政府に行いました。第56条廃止の声は党派を超えて広がり、2021年6月23日現在、府内の17市町をはじめ、全国556の自治体で意見書が決議されています。

フリーランスなど雇用によらない働き方が急増する中で、憲法に明記された個人の尊厳や法の下での平等に基づく税制と社会保障制度を求める声が広がっています。

また、女性への暴力や性差別は後を絶たない状況ですが、現行のセクハラやパワハラ防止措置の対象に業者婦人やフリーランスは含まれておらず、相談窓口さえありません。

業者婦人が安心して商売を続けられるよう、下記のとおり請願します。

記

- 1 所得税法第56条を廃止するよう国へ働きかけること。
- 2 女性事業主、家族従業者及びフリーランスに対する実態調査を実施し、その結果をもとに、経営や社会保障の支援策を講じること。
- 3 女性事業主、家族労働者及びフリーランスなどへの女性差別やハラスメントを禁止するための措置や相談窓口を設置すること。
- ④ 国民健康保険料を引き下げること。
- ⑤ 国民健康保険料にかかる子どもの均等割を廃止すること。
- ⑥ 国民健康保険において、出産手当及び傷病手当を支給すること。

⑦ 出産手当及び傷病手当を強制給付にするよう国へ働きかけること。

請願者 大阪府中央区玉造2-28-4

大阪商工団体連合会婦人部協議会

会長 藤江 由美子 ほか 10,763人 5団体

紹介議員 内海 公仁

受理年月日 令和3年9月15日

総合的難病対策に関する件

要 旨

難病の種類は5千から7千種とも言われ、このうち医療費助成の対象となっているのは、指定難病333疾患、特定疾患4疾患、小児慢性特定疾病762疾病で、府内の患者数は、2021年3月31日現在、指定難病77,293人、特定疾患104人及び小児慢性特定疾病3,093人（政令指定都市及び中核市を除く）で、ほとんどの患者は助成もなく、生涯、医療費を払い続けなければなりません。

その上、難病など長期慢性疾患は、障がい年金や福祉サービスの対象にされない人が多く、通院交通費などの負担に苦しむだけでなく、教育、就労、結婚など、社会生活の上でも大きなハンディを背負わされています。

私たちは、このような状況におかれている患者が1日も早く社会復帰し、自立することをめざしていますが、身体障がい者手帳を所持しない難病など長期慢性疾患患者に対する公的支援は、障がい者や高齢者に比べて大きく遅れているのが実情です。

については、府民の生命と健康を守り、難病など長期慢性疾患患者の療養生活支援のためにも、難病・長期慢性疾患対策が充実されるよう、下記のとおり請願します。

記

- 1 難病患者も障がい者であるため、府の職員採用において、障がい者の特別選考制度に難病患者も加えること。
- ② 難病患者や家族の自由な交流が可能であり、医療、福祉、教育の情報発信及び患者の自立と社会復帰を目的とした「難病センター」を設置すること。
- ③ 災害時において、難病患者、慢性疾患患者へ医療・医薬品を提供する体制について具体化を図ること。
- ④ 重度障がい者医療費助成制度を抜本的に拡充すること。
- ⑤ 老人医療費助成制度を復活させること。
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療費助成制度において、成人期への継続を大阪府独自で実施すること。
- ⑦ 従前、医療費が無料であった指定難病・小児慢性特定疾病の市町村民税非課税世帯に自己負担上限額が設置されたため、自己負担分を助成すること。

請 願 者 大阪市住吉区万代東3-1-46 大阪府こころの健康総合センター3階
特定非営利活動法人 大阪難病連
松 本 信 代 ほか 2,662人 38団体

紹 介 議 員 徳 永 慎 市 原 田 こうじ 肥 後 洋一朗
加治木 一 彦 内 海 公 仁 野々上 愛
西 野 弘 一 奴 井 和 幸

受 理 年 月 日 令和3年10月5日

腎疾患総合対策の早期確立等に関する件

要 旨

府内に在住する 24, 167 人（2019 年 12 月末現在）の透析患者は、医療技術の進歩や各種施策により、比較的安定した治療を受けており、日常生活に様々な制約を伴いながらも、多くの透析患者が社会復帰を果たしています。

しかし、患者の高齢化や長期透析患者の増加により、合併症や重複障がい等で透析施設に通院することが困難な患者が増加しています。一方で、これらの患者を受け入れる透析施設を併設または隣接する高齢福祉施設はほとんどありません。

患者は高齢者や年金暮らしの者が多く、家計は非常に厳しく、各施策の見直しにより、これ以上の自己負担を求められると生活していくことができません。

近年、台風や大雨、ゲリラ豪雨などによる水害が全国各地で多発しており、また、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況であっても、透析患者は透析を受けるための通院が必要です。また、透析患者には食事制限があり、管理を誤ると命に関わる事態にもなります。

さらに、臓器移植法が施行されましたが、脳死への関心の高まりとは反対に臓器提供が少なくなり、多くの患者が移植を待っています。

ついては、患者が安心して充実した日々を送れるよう、腎臓病対策の総合的かつ有機的な取組み、すなわち腎疾患総合対策の早期確立を求めて、下記のとおり請願します。

記

- 1 透析患者の経済的負担がこれ以上増えないよう、重度障がい者（児）医療費助成制度を存続すること。
- 2 透析患者が安心して透析が受けられるよう、必要な対策を実施すること。
 - (1) 重複障がいにより歩行困難な 65 歳未満の透析患者の通院について、障がい者総合支援制度が容易に活用できるよう、制度の充実を各市町村に指導すること。
 - (2) 重複障がいにより歩行困難な 65 歳未満の透析患者の通院について、府として通院送迎のための施策を検討すること。
 - (3) 大規模災害が発生した場合、透析患者が安心して治療が受けられるよう体制を整備すること。
 - (4) 合併症による重複障がい等により、通院困難となった透析患者が入院できる施設等を府として整備すること。

- (5) 透析患者が、新型インフルエンザをはじめとする感染症法に指定された感染症に感染しないよう、府として対策を講じること。
- (6) 透析患者が、新型インフルエンザをはじめとする感染症法に指定された感染症に罹患した場合、府内で安心して治療が受けられるよう、府として体制を整備すること。
- 3 府内の医療機関において、臓器移植が一例でも多く行われるよう、府としてより効果的かつ具体的な対策を講じること。

請 願 者 大阪市淀川区西中島6丁目2-3 チサンマンション第7新大阪617号
特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会
大 西 眞 人 ほか 18,628人

紹介議員 徳 永 慎 市 原 田 こうじ 肥 後 洋一朗
加治木 一 彦 内 海 公 仁 山 田 けんた

受理年月日 令和3年10月5日